

議第156号

呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

呉市スポーツ施設条例（平成17年呉市条例第118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前				改正後					
(目的及び設置)				(目的及び設置)					
第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の精神に基づき，市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るため，スポーツ施設を次のように設置する。				第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の精神に基づき，市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るため，スポーツ施設を次のように設置する。					
名称		位置		名称		位置			
呉市二河野球場		呉市二河町地内		呉市二河野球場（鶴岡一人記念球場）		呉市二河町地内			
略				略					
呉市バレーボール場		呉市二河町地内		呉市二河テニス場		呉市二河町地内			
略				略					
2～5 略				2～5 略					
別表第3（第10条，第11条関係）				別表第3（第10条，第11条関係）					
呉市バレーボール場使用料				呉市二河テニス場使用料					
施設名	区分	1時間までごとに				施設名	区分	1時間までごとに	
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合				アマチュアスポーツ以外に使用する場合	
		一般	高校生以下			一般	高校生以下		
バレーボール場（1面）	略				テニス場（1面）	略			
別表第4（第10条，第11条関係）				別表第4（第10条，第11条関係）					
呉市テニス場使用料				呉市テニス場使用料					

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
テニ ス場 (1 面)	1 入 場料 の類 を徴 収し ない 場合	300 円	150 円	600 円
	2 入 場料 の類 を徴 収す る場 合	900 円	450 円	6,000 円

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
テニ ス場 (1 面)	1 入 場料 の類 を徴 収し ない 場合	600 円	300 円	1,200 円
	2 入 場料 の類 を徴 収す る場 合	1,800 円	900 円	12,000 円

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

呉市二河野球場及び呉市バレーボール場の名称変更並びに呉市テニス場使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。